

定期貯金おまとめサービス規定

1. (サービスの定義)

- (1) 定期貯金おまとめサービス（以下「このサービス」といいます。）では、あらかじめこのサービスの対象とする旨指定を受けた定期貯金口座（以下「指定口座」といいます。）に定期貯金を預入れ、また、指定口座に預入れた定期貯金を継続する場合、特に申出のない限り、後記第2条から第4条に定める方法によってその満期日をあらかじめ指定を受けた定期貯金（以下「基準貯金」といいます。）の満期日（以下「おまとめ日」といいます。）に自動的に合わせたうえ、後記第5条に定める方法によって合算して継続します。
- (2) 基準貯金はおまとめ日に、おまとめ日を満期日とする定期貯金と合算のうえ継続した後も、引続き基準貯金であるものとし、その満期日を次回のおまとめ日とします。初回のおまとめ日以後預入れ、継続する定期貯金についても前項の要領で取扱い、次回のおまとめ日以後も同様とします。
- (3) 指定口座に預入れた各別の定期貯金については、この規定に異なる定めのある事項を除き、当会の当該各貯金規定の条項を適用します。

2. (貯金の預入れ等)

- (1) 指定口座に定期貯金を預入れる場合、預入日後最初に到来するおまとめ日を満期日とします。
- (2) 指定口座に預入れる定期貯金の預入日からおまとめ日までの期間が、当該定期貯金の当会所定の最低預入期間に満たない場合、当該定期貯金は、その満期日を基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日に合わせて預入れるものとします。
ただし、この場合で、基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日までの期間が、当会所定の預入期間をこえるときは、この取扱いはいたしません。

3. (継続の方法)

- (1) 自由金利型定期貯金 <M型>（自動継続スーパー定期単利型）、自由金利型定期貯金 <M型>（自動継続スーパー定期複利型）
 - ① 通帳記載の満期日に元金または元利金の合計額をもって、自由金利型定期貯金 <M型>（自動継続スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金 <M型>（自動継続スーパー定期複利型）に自動継続します。この場合、継続後の満期日は継続日後最初に到来するおまとめ日に合わせるものとします。
 - ② 継続日から継続日後最初に到来するおまとめ日までの期間が、継続後の当該定期貯金の当会所定の最低預入期間に満たない場合、継続後の当該定期貯金の満期日は、基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日に合わせるものとします。
ただし、この場合で、基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日までの期間が、当会所定の預入期間をこえるときは、この取扱いはいたしません。
- (2) 自動継続自由金利型定期貯金
 - ① 通帳記載の満期日に元金または元利金の合計額をもって、自動継続自由金利型定期貯金に自動継続します。この場合、継続後の満期日は継続日後最初に到来するおまとめ日に合わせるものとします。
 - ② 継続日から継続日後最初に到来するおまとめ日までの期間が、継続後の当該定期貯金の当会所定の最低預入期間に満たない場合、継続後の当該定期貯金の満期日は、基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日に合わせるものとします。
ただし、この場合で、基準貯金を自動的に継続したとする場合の満期日までの期間が、当会所定の預入期間をこえるときは、この取扱いはいたしません。
- (3) 自動継続期日指定定期貯金
後記第4条の取扱いをした場合を除き、通帳記載の最長預入期限に自動的に自動継続期日指

定定期貯金として継続します。継続された貯金についても同様とします。

- (4) 各別の定期貯金の継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。

ただし、各別の定期貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (期日指定定期貯金の取扱い)

おまとめ日に預入期間が1年以上経過した自動継続期日指定定期貯金は、満期日が到来したものとし、後記第5条により自由金利型定期貯金<M型> (自動継続スーパー定期) に自動的に継続します。

5. (おまとめの方法)

- (1) おまとめ日を満期日とする定期貯金は、基準貯金とともに元金または元利金の合計額をもって、自由金利型定期貯金<M型> (自動継続スーパー定期) に自動的に継続します。

- (2) 前項の場合、継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。

ただし、基準貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. (おまとめの対象としない貯金)

次の各場合には、各別の定期貯金につき、前記第2条から第5条の取扱いはいたしません。

- ① このサービスの対象貯金とはしない旨特に申出を受けたとき
- ② 総合口座取引以外の当会に対する債務の担保となっているとき
- ③ 変動金利定期貯金
- ④ 自由金利型定期貯金<M型> (スーパー定期利息分割型)
- ⑤ 上記以外の定期貯金で証書式で預入れた定期貯金

7. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日現在)